

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立保育専門学院学則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 授業料の徴収における出納事務の効率化を図るため、授業料の納付時期について所要の改正を行う。
- (2) 学校教育法の一部が改正され、盲学校、聾学校及び養護学校が特別支援学校とされることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 授業料を納付する期限を、毎月の末日（現行 原則毎月10日）とする。
- (2) 保育専門学院の修業教科目の履修により修得したものとみなされる単位について定めた規定中、盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校に改める。
- (3) 所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

看護職員修学資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

看護職員修学資金の返還免除要件を的確に確認するため、就業場所移転届の様式の記載事項について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 就業場所移転届の記載事項に新しい就業場所での職種を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部改正について

1 規則の改正理由

授業料の徴収における出納事務の効率化を図るため、授業料の納付時期について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 次の規則について、授業料を納付する期限を、毎月の末日（現行 原則毎月10日）とする。
 - ア 鳥取県立鳥取看護専門学校学則
 - イ 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則
 - ウ 鳥取県立歯科衛生専門学校学則
- (2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 産業廃棄物処理業等に係る許可の適正な運用を図るため、許可証の書換え手続等について定める。
- (2) 鳥取県総合事務所設置条例等の一部改正に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 産業廃棄物処理業許可証の記載事項に係る変更の届出等により当該許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付する。
- (2) 総合事務所長の定義において引用する鳥取県総合事務所設置条例の条項を改める。
- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県建築基準法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

倉吉市がすべての建築確認に関する事務をつかさどるために建築主事を置くこととすること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 構造計算の積雪荷重に関し県が定める区域から、倉吉市を除く。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成19年4月1日とする。